






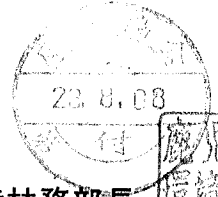


会長	副会長	専務	常務	局長	部長	次長	課長	係長	係	
										

廃り第 156 号  
平成23年 8月 5日  
(廃棄物・リサイクル対策課扱い)

鹿児島県建設業協会 会長 様



鹿児島県環境林務部長



「鹿児島県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業」の2次募集について（依頼）

本県の産業廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本県では、産業廃棄物税を財源とする「産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業」を実施しているところですが、このたび、別添募集要項のとおり平成23年度事業の2次募集を行うこととしました。

つきましては、本事業の趣旨を御理解いただき、所属会員、関係機関等へ周知していただくようよろしくお願い申し上げます。

連絡先

廃棄物・リサイクル対策課  
リサイクル推進係 担当 塩山

直通 099-286-2594

Fax 099-286-5545

# 平成23年度募集要項（2次募集）

## 鹿児島県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業費補助金

この補助金制度は、産業廃棄物税を活用して産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを推進するため、産業廃棄物の排出事業者等が実施する施設設備の整備や技術研究開発を支援し、循環型社会の形成を促進することを目的としています。

### 対象となる事業

- 1 施設設備整備事業  
産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する施設設備の整備
- 2 研究開発事業  
産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルに資する研究開発

補助率は補助対象経費の3分の1以内（ただし、県内の大学等の研究開発の場合は3分の2以内）で、補助金の上限は1千万円以内となります。

### 申し込みの方法

#### 1 受付期間

**平成23年8月5日（金）～平成23年9月30日（金）必着**

\* 対象となる応募事業については、平成23年度内（平成24年3月31日まで）に当該事業が完了する必要があります

#### 2 提出書類

事業計画書 2部（事業計画書の様式は県のホームページに掲載しています。）

\* 必要な添付書類

- ・ 法人の場合は経営状況表、個人の場合は資産に関する調書
- ・ 法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し
- ・ 法人の場合は直近3年間の貸借対照表及び損益計算書
- ・ 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- ・ 「他の助成制度等への応募及び採択の状況調書」 など

鹿児島県トップページ (<http://www.pref.kagoshima.jp/>) → 暮らし・環境 → 廃棄物・リサイクル → リサイクルの推進 → 鹿児島県産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業について（2次募集）

#### 3 応募の方法

郵送又は直接持参（閉庁日以外の午前8時30分～午後5時）

宛先 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県 環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課 リサイクル推進係

## 施設設備整備事業

### 1 事業要件

補助の対象となるのは産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルに資する施設設備の整備です。具体的には，以下の要件に適合しているかを総合的に審査を行い対象事業を決定します。

- (1) 施設整備や技術が，県内において，先進性や他の分野も含め波及効果等が期待できること。
- (2) 導入する施設設備や技術が，従来と比較し，排出抑制効果や再生利用率の向上が期待できること。
- (3) 再生コストやエネルギー消費量及び二酸化炭素排出量の削減について効果が期待できること。
- (4) 適切なコスト計算に基づく事業計画であり，採算性が見通しがあること。  
なお，リサイクル製品等が発生する場合は，販路の確保が見込めること。
- (5) 地域や個別の課題を解決する事業であること。

### 2 補助対象者

- (1) 県内に事業所を有する法人
- (2) 県内に事業所を有する個人

\* ただし，以下の要件を満たすことが必要です。

- ア 県内で補助事業を行う者であること。
- イ 事業を的確に，かつ継続して行うに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- ウ 補助事業の実施にあたり，廃棄物処理法，その他の法令，要綱等に基づく許可，協議等の手続が必要であるときは，当該手続を行っていること。

### 3 補助率

補助対象経費の3分の1以内

\* ただし，一つの補助事業に係る補助金の額は，1千万円以内で，かつ，県の予算の範囲内となります。

### 4 補助対象経費

経費区分	内 容
直接工事費	工事の施工に必要な材料等の購入に要する経費及び工事の施工に直接必要な水道，光熱，電力量等の経費
間接工事費	運搬費，準備費，仮設費，役務費などの経費
付帯工事費	工事の施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費
調査費	工事の施工に直接必要な調査測量，試験及び設計等に要する経費
機械器具費	工事の施工に直接必要な機械器具の購入，据付，撤去，修繕及び製作等に要する経費
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

## 研究開発事業

### 1 事業要件

補助の対象となるのは産業廃棄物の排出抑制，減量化，リサイクルに資する研究開発です。具体的には，以下の要件に適合しているかを総合的に審査を行い対象事業を決定します。

- (1) 研究成果が，事業完了後、短期間のうちに効果を発揮する事業であること。
- (2) 研究成果が，実用化できる見込みがあること。
- (3) 研究開発に先立つ基礎研究が実施されており，その成果を踏まえた内容であること。
- (4) 研究成果を事業化するための実効性のある計画があること。
- (5) 地域や個別の課題を解決する事業であること。

### 2 補助対象者

- (1) 県内に事業所を有する法人を構成員とする共同研究グループ
- (2) 県内に主たる事務所を置く組合等（組合等とは，法律によって設立された組合及びその連合団体又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する社団法人若しくは財団法人をいう。）
- (3) 県内の大学又は公的研究機関

\* ただし，以下の要件を満たすことが必要です。

ア 県内で補助事業を行う者であること。

イ 事業を的確に，かつ継続して行うに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。

ウ 補助事業の実施にあたり，廃棄物処理法，その他の法令，要綱等に基づく許可，協議等の手続が必要であるときは，当該手続を行っていること。

エ 国立大学法人等が応募する際は，健全化法附則第五条に基づき，寄附制限があるため，同条ただし書及び政令で定める一定の要件に該当すること。

また，一定の要件に該当する場合も，総務大臣に協議し，その同意を得る必要があるため，事業実施期間（研究期間）については，余裕を持って応募すること。

### 3 補助率

補助対象経費の3分の1以内（県内の大学，公的研究機関は3分の2以内）

\* ただし，一つの補助事業に係る補助金の額は，1千万円以内で，かつ，県の予算の範囲内となります。

### 4 補助対象経費

経費区分	内 容
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
構築物費	構築物の購入，建造，改良，据付，借用又は修繕に要する経費
機械、器具費	機械装置又は工具器具の購入，試作，改良，据付，借用又は修繕に要する経費
外注委託費	研究開発に必要な機械装置の設計，加工，部品の作成・組立，試料の製造・分析等の外注経費
技術指導受入費	技術指導の受入れに要する経費
その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

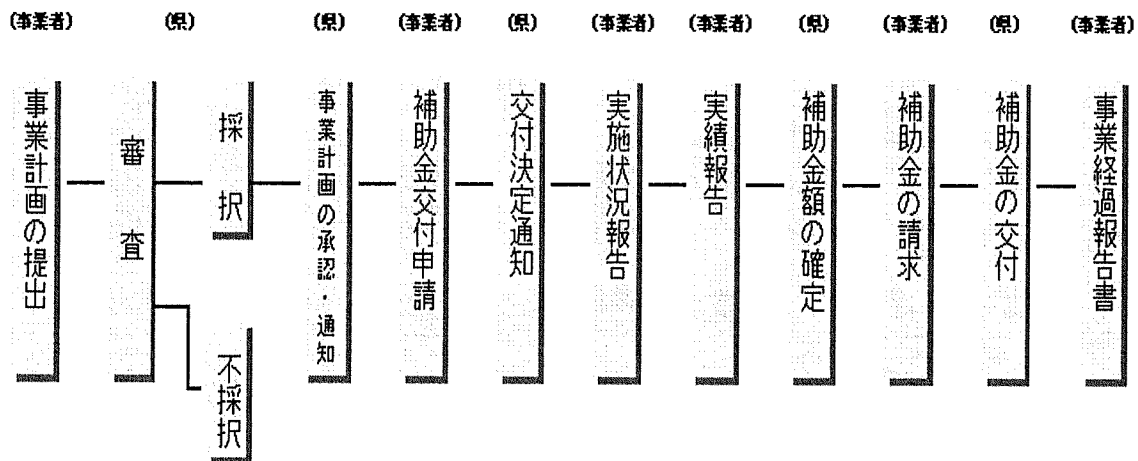
## 応募事業の選定

募集期間内に応募があった事業計画について、それぞれ事業要件を満たしているか、補助対象事業者として適当であるか等について総合的に審査を行い、採択、不採択を決定します。審査を行うにあたっては、県が委嘱した鹿児島県リサイクル等事業評価委員に意見を聴くこととしており、応募された事業者の方には、同評価委員会において事業計画に関する説明（プレゼンテーション）を行っていただく場合があります。

なお、応募のあった事業計画の内容が、事業計画書に添付していただく「他の助成制度等への応募及び採択の状況調書」に記載された事業と同一又は重複が著しいと判断される場合は、不採択又は一部減額して採択する場合があります。

## 事務手続の流れ

事業計画提出後の流れは以下のとおりとなります。



\* 事業終了後3年間は、事業経過報告書を提出していただきます。

なお、研究開発事業の場合にこの報告により、補助事業の成果の事業化や工業所有権の譲渡などによって収益を生じたことが認められた場合には、一定の控除を行った後、補助金の範囲内でその収益を納付していただくことがあります。

## 問い合わせ先

鹿児島県 環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課 リサイクル推進係  
TEL： 099-286-2594 FAX： 099-286-5545  
E mail： recycle@pref.kagoshima.lg.jp

平成17年度の交付決定事業

事業者等	事業計画の内容
有限会社 大友生コン	(施設設備整備) 生コン汚泥のリサイクル施設の整備
鹿児島大学	(研究開発) 澱粉粕等を用いた生分解性プラスチックの研究開発
鹿児島大学	(研究開発) 焼酎粕コンクリート魚礁の研究開発

平成18年度の交付決定事業

事業者等	事業計画の内容
(株)南光と鹿児島大学の共同グループ	(研究開発) 廃食油からバイオディーゼル燃料を製造する装置の開発
鹿児島工業高等専門学校	(研究開発) 産業廃棄物の焼却灰を用いたコンクリート製品の研究開発
鹿児島大学	(研究開発) 澱粉粕等を用いた生分解性プラスチックの研究開発
鹿児島大学	(研究開発) 濃縮焼酎廃液によるプロイラーの配合飼料の研究開発
鹿児島大学	(研究開発) 焼酎粕コンクリート魚礁の研究開発
鹿児島工業高等専門学校と鹿児島大学の共同	(研究開発) 焼酎粕を菌床に活用したキノコの生産技術の研究開発
株式会社 元氣	(施設設備整備) 産業廃棄物ガラスくずのリサイクル施設の整備

平成19年度の交付決定事業

事業者等	事業計画の内容
鹿児島工業高等専門学校	(研究開発) 産業廃棄物と一般廃棄物を主原料としたコンクリート二次製品の開発
有限会社アムティー	(施設設備整備) 焼酎廃液の飼料化のための設備整備事業
株式会社 ジャパンファーム	(施設設備整備) 産業廃棄物プラスチックの燃料化設備の整備
鹿児島大学	(研究開発) 焼酎粕を固化した漁業用餌料の開発

平成20年度の交付対象事業

事業者等	事業計画の内容
鹿児島大学	(研究開発) 食品素材・餌料化を目指したカンパチフィレー加工副産物における有用成分の特定
有限会社 明豊エコ・テクノ	(施設設備整備) 牛糞バイオマス固形燃料を活用した熱源提供事業

平成21年度の交付対象事業

事業者等	事業計画の内容
山川水産加工業協同組合	(研究開発) 水産加工排水処理施設から生じる汚泥の有機肥料化事業

平成22年度の交付対象事業

事業者等	事業計画の内容
西酒造株式会社	(施設設備整備) 焼酎製造副産物の新食品素材化製造施設整備
錦灘酒造株式会社	(施設設備整備) 焼酎工場排水汚泥のリサイクル処理施設整備